

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 30 年 9 月 18 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1800008号

厚生局事案番号 : 四国(国)第1800004号

第1 結論

昭和52年12月から昭和54年1月までの請求期間、昭和57年2月及び同年3月の請求期間並びに平成4年9月から平成5年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年12月から昭和54年1月まで
② 昭和57年2月及び同年3月
③ 平成4年9月から平成5年1月まで

請求期間①について、昭和52年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、自宅に届いた納付書により、当該期間の国民年金保険料をA市役所の窓口で納付した。

請求期間②について、昭和57年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、A市役所で加入手続きを行い、自宅に届いた納付書により、当該期間の国民年金保険料をA市役所の窓口で納付した。

請求期間③について、平成4年9月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、B市C市民センター又は同センターの場所にあったB市の支所で国民年金の加入手続きを行い、自宅に届いた納付書により、当該期間の国民年金保険料を同センター又は当該支所の窓口で納付した。

しかし、日本年金機構の記録では、請求期間①、②及び③に係る国民年金の被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②については、i) 請求者に係る外国人登録原票の記録及び除籍謄本に記載された帰化年月日(昭和54年11月*日)により、請求者は、請求期間①において日本国籍を有していなかったことが確認できるところ、国民年金法が改正され、国内居住の日本国籍を有しない者が国民年金の加入対象者となったのは昭和57年1月1日であることから、請求期間①は、請求者が制度上国民年金に加入することがで

きない期間であること、ii) 国民年金の加入手続きが行われた場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるが、A市は、「請求期間①及び②において、請求者に同記号番号を払い出した形跡は確認できない。」旨回答していること、iii) 請求期間①及び②当時のA市に係る年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査並びに国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、紙台帳検索システム及び社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間①及び②において国民年金に未加入であり、請求者に対して国民年金保険料の納付書は発行されず、当該期間の保険料を納付することはできなかったと判断できる。

請求期間③については、前述のとおり、国民年金の加入手続きが行われた場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるが、B市は、「当該期間において、請求者に同記号番号を払い出した形跡は確認できない。」旨回答している上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、請求者に同記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は、当該期間において国民年金に未加入であり、請求者に対して国民年金保険料の納付書は発行されず、当該期間の保険料を納付することはできなかったと判断できる。

また、請求者に係る請求期間①、②及び③の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1800010号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1800009号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者の請求に係る訂正請求記録の対象者の船員保険被保険者資格喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和17年8月14日から昭和18年4月7日まで
② 昭和19年2月11日から同年6月28日まで

夫(訂正請求記録の対象者)は戦時中に船舶から下船し、療養(入院等)していた期間があるところ、当該期間も船員保険の被保険者期間として認められると聞いたので、未加入とされている請求期間①及び②について、船員保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、厚生労働省社会・援護局業務課から請求者に提供された夫(訂正請求記録の対象者)に係る陸軍船員カード及び昭和19年入院患者名簿により、訂正請求記録の対象者は船舶から下船し、療養(入院等)していた期間であるが、当該期間も船員保険の被保険者として認められると聞いたことから、当該資料を提出し、記録の訂正を求めている。

しかしながら、船員保険の被保険者については、昭和20年4月1日に予備船員(船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者)を船員保険の被保険者とする制度が開始されるまでは、船員保険法(昭和15年3月1日施行)第17条において、「船員法第一条ニ規定スル帝国臣民タル船員ニシテ本法施行地ニ船籍港ヲ定ムル船舶ニ乗組ムモノハ船員保険ノ被保険者トス」と規定されていることから、

乗船していない期間は船員保険の被保険者には該当しない。

また、訂正請求記録の対象者に係る船員保険被保険者台帳によると、請求期間①及び②の前後の船員保険被保険者期間における船舶所有者は、A社又は船舶運営会であることが確認できるところ、A社は既に解散している上、船舶運営会も昭和25年に商船管理委員会に改組されたため廃止されており、同委員会についても、商船管理委員会の解散及び清算に関する法律（昭和27年法律第24号）により解散していることから、当該台帳、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿及び前述の陸軍船員カードに記載された期間以外に、訂正請求記録の対象者が船舶に乗船していた期間は確認できない。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者の船員手帳を保管していない上、同僚への調査も希望していないことから、請求期間①及び②において、訂正請求記録の対象者が船舶に乗船していたことを確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が船員保険被保険者として請求期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。